

兵庫県公報

平成30年4月20日 金曜日 第2995号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	2
○ 土地改良区の解散認可（同）	3
○ 保安林の指定の解除予定（豊かな森づくり課）	3
○ 保安林の指定の予定通知（同）	3
○ 平成30年度狩猟免許試験の実施（鳥獣対策課）	3
○ 狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習の実施（同）	5
○ 港湾法に基づく放置等を禁止する区域及び物件の指定（港湾課）	8
○ 臨港地区の分区の指定（同）	8
○ 道路の位置指定（建築指導課）	9
○ 平成17年兵庫県告示第784号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定等）の一部 改正（同）	9
公 告	
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	23
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	24
○ 同 上（同）	25
○ 同 上（同）	26
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	28
○ 同 上（同）	28
○ 同 上（同）	28
病院局公告	
○ 落札者等の公示	29
○ 同 上（県立西宮病院）	29
○ 同 上（県立淡路医療センター）	30
○ 同 上（県立柏原病院）	30
○ 同 上（県立姫路循環器病センター）	30
○ 随意契約の相手方等の公示	31
○ 同 上（県立尼崎総合医療センター）	31
○ 同 上（県立加古川医療センター）	32
社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会公告	
○ 第21回兵庫県介護支援専門員実務研修受講試験の実施	32
正 誤	
○ 平成30年3月22日付け兵庫県公報第2号外中	34

告 示

兵庫県告示第424号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成30年4月20日

兵庫県知事 井戸敏三

神戸市細田土地改良区

退任役員

役員区分

氏名

住所

理 事	藤 井 和 彦	神戸市西区押部谷町細田708番地
同	池 田 隼 視	同 市同区押部谷町細田1260番地
同	大 西 教 博	同 市同区押部谷町細田280番地
同	藤 本 廣 美	同 市同区押部谷町細田759番地
同	中 嶋 秀 樹	同 市同区押部谷町細田383番地
同	木 下 祝 一	同 市同区押部谷町細田262番地
監 事	出 雲 浅 雄	同 市同区押部谷町細田628番地
同	吉 田 豊 彦	同 市同区押部谷町細田1282番地

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

監 事

同

氏 名	中 嶋 秀 樹
	木 下 祝 一
	藤 井 和 彦
	藤 本 廣 美
	三 譚 一 博
	大 西 教 博
	鷲 尾 敏 明
	藤 田 雄

住 所	神戸市西区押部谷町細田383番地
同	同 市同区押部谷町細田262番地
同	同 市同区押部谷町細田708番地
同	同 市同区押部谷町細田759番地
同	同 市同区押部谷町細田740番地
同	同 市同区押部谷町細田280番地
同	同 市同区押部谷町細田632番地
同	同 市同区押部谷町細田937番地

真南条土地改良区

退任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

監 事

同

氏 名	堀 井 聡
	渡 瀬 榮 治
	酒 井 勇
	中 西 康 二
	酒 井 壯 一
	本 荘 志 郎
	圓 谷 守
	小 林 泰 雄
	酒 井 由 雄

住 所	篠山市真南条上819番地
同	同 市真南条上700番地 1
同	同 市真南条上288番地
同	同 市真南条中505番地
同	同 市真南条中493番地 1
同	同 市真南条中697番地
同	同 市真南条下323番地 2
同	同 市真南条上295番地 1
同	同 市真南条中725番地

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

監 事

同

氏 名	堀 井 聡
	渡 瀬 榮 治
	酒 井 勇
	酒 井 壯 一
	中 西 康 二
	本 荘 巧
	圓 谷 守
	小 林 泰 雄
	酒 井 由 雄

住 所	篠山市真南条上819番地
同	同 市真南条上700番地 1
同	同 市真南条上288番地
同	同 市真南条中493番地 1
同	同 市真南条中505番地
同	同 市真南条中965番地
同	同 市真南条下323番地 2
同	同 市真南条上295番地 1
同	同 市真南条中725番地



兵庫県告示第425号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
平成30年 4月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
口塩久矢ノ内土地改良区	平成30年 4月 3日



兵庫県告示第426号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、次の土地改良区の解散を認可した。
平成30年 4月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
神野土地改良区	平成30年 3月30日



兵庫県告示第427号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成30年 4月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除予定保安林の所在場所
神戸市垂水区下畑町字西関東林山519の130、519の138、519の140
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅



兵庫県告示第428号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成30年 4月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
宍粟市一宮町倉床字板屋55の1、55の10
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字板屋55の1・55の10（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第429号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定により、平成30年度狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成30年4月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 試験の日時、区分及び実施場所

	日 時		区 分	実施場所
第1回試験	平成30年 7月20日（金）	午前9時40分から 午後0時30分まで	知識試験 適性試験	姫路市北条1丁目98番地 兵庫県立姫路労働会館
		午後1時10分から 午後5時まで	技能試験	
	同月28日（土）	午前9時40分から 午後0時30分まで	知識試験 適性試験	神戸市中央区下山手通6丁目3番28号 兵庫県中央労働センター
		午後1時10分から 午後5時まで	技能試験	
	平成30年 8月4日（土）	午前10時10分から 正午まで	知識試験 適性試験	淡路市生穂新島8番地 淡路市役所
		午後1時10分から 午後5時まで	技能試験	
	同月11日（土）	午前10時10分から 正午まで	知識試験 適性試験	養父市八鹿町国木594番地10号 兵庫県立但馬長寿の郷
		午後1時10分から 午後5時まで	技能試験	
第2回試験	平成30年 9月3日（月）	午前9時40分から 午後0時30分まで	知識試験 適性試験	神戸市中央区下山手通6丁目3番28号 兵庫県中央労働センター
		午後1時10分から 午後5時まで	技能試験	
	同月8日（土）	午前9時40分から 午後0時30分まで	知識試験 適性試験	三田市天神1丁目5番33号 三田市商工会館
		午後1時10分から 午後5時まで	技能試験	
	同月15日（土）	午前9時40分から 午後0時30分まで	知識試験 適性試験	姫路市北条1丁目98番地 兵庫県立姫路労働会館
		午後1時10分から 午後5時まで	技能試験	

- (注) 1 技能試験は、同日に実施する知識試験及び適性試験に合格した者に限り、受験することができる。
 2 平成30年8月4日（土）、同月11日（土）実施の試験については、網猟免許及びわな猟免許のみ実施する。
 3 既に他の狩猟免許を有し、その有効期間内にこれと異なる種別の狩猟免許を受けようとする者については、知識試験の一部を免除する。

2 受験資格

兵庫県に住所（住民登録）を有する者。ただし、法第40条各号に該当する者を除く。

3 申請手続

(1) 提出書類

ア 狩猟免許申請書 1通（申請を行おうとする狩猟免許の種別ごと）

申請書用紙は、兵庫県農政環境部環境創造局鳥獣対策課及び各県民局・県民センター農林（水産）振興事務所において、平成30年6月初旬から配布する。

イ 写真 1枚（申請を行おうとする狩猟免許の種別ごと）

申請前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものをアの狩猟免許申請書の所定の場所に貼り付けるものとする。

ウ 銃砲所持許可証の写し又は医師の診断書（原本） 1通

申請の際、現に銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている場合は、当該許可に係る許可証の写しを添付するものとし、それ以外の場合にあつては法第40条第2号から第4号までに該当しない旨の医師の診断書（発行日から3箇月以内のもので、原本のこと。ただし、同じ回に複数の狩猟免許申請を行う場合は、原本1通と残りはコピーで可）を添付するものとする。

(2) 受付期間及び受付時間

	受付期間	受付時間
第1回試験	平成30年6月4日（月）から同月22日（金）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。 なお、郵送による場合は、特定記録郵便とし、平成30年6月4日（月）から同月21日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。	午前9時から午後5時まで （正午から午後1時までを除く。）
第2回試験	平成30年7月23日（月）から同年8月14日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。 なお、郵送による場合は、特定記録郵便とし、平成30年7月23日（月）から同年8月13日（月）までの消印のあるものに限り受け付ける。	

(3) 提出先

郵便番号 650-8567（兵庫県庁の固有番号のため、住所の記載は不要）
兵庫県農政環境部環境創造局鳥獣対策課鳥獣保護管理班
（朱書きで、「狩猟免許申請書在中」と記載すること。）

(4) 手数料

5,200円（知識試験の一部を免除される者は3,900円）相当額の兵庫県収入証紙を、狩猟免許申請書の所定の欄に貼り付けること。

(5) その他

受理した狩猟免許申請書、添付書類及び申請手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

4 合格者の発表

可否は、試験終了後、試験会場に受験番号を掲示し、発表する。

5 受験についての問合せ先

兵庫県農政環境部環境創造局鳥獣対策課鳥獣保護管理班
電話 (078) 341-7711（代表） 内線3353



兵庫県告示第430号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第51条の規定により、狩猟免許の更新に係る講習及び適性検査を次のとおり実施する。

平成30年4月20日

兵庫県知事 井戸敏三

1 講習及び適性検査の日時及び場所

開催事務所名	期 日	時 間	場 所
神戸県民センター 神戸農林振興事務所	平成30年 7月9日(月)	午後1時30分から 午後5時まで	神戸市中央区下山手通6丁目3番28号 兵庫県中央労働センター大ホール又は小ホール
	同 年 8月21日(火)		
	同 年 9月14日(金)		
同 上	同 年 7月25日(水)	同 上	神戸市西区糶台5丁目6番1号 神戸市西区民センター
同 上	同 年 8月3日(金)	同 上	神戸市北区藤原台中町1丁目3番1号 神戸市北神区民センター
阪神北県民局 阪神農林振興事務所	同 年 7月4日(水)	午後1時から 午後4時30分まで	西宮市六湛寺町10番11号 西宮市民会館1階大会議室
同 上	同月17日(火)	同 上	三田市川除675番地 三田市総合福祉保健センター1階多目的ホール
同 上	同月26日(木)	同 上	宝塚市小林2丁目7番30号 宝塚市立西公民館2階ホール
東播磨県民局 加古川農林水産振興事務所	同月5日(木)	午後1時30分から 午後5時まで	明石市魚住町中尾702番地3 明石市立西部市民会館
同 上	同月12日(木)	同 上	高砂市阿弥陀町生石61番地2 ふれあいの郷生石研修センター
同 上	同月18日(水)	同 上	加古川市平荘町里1137番地12 平荘湖アクア交流館
北播磨県民局 加東農林振興事務所	同月10日(火)	同 上	加東市下滝野1369番地1 加東市滝野文化会館大ホール
同 上	同月19日(木)	同 上	西脇市郷瀬町605番地 西脇市民会館中ホール
同 上	同月25日(水)	同 上	三木市志染町青山7丁目1番地4 生活協同組合コープこうべ協同学苑研修ホール
中播磨県民センター 姫路農林水産振興事務所	同月24日(火)	同 上	神崎郡福崎町福田176番地1 福崎町文化センター
同 上	平成30年 8月3日(金)	同 上	神崎郡神河町中村10番地 神河町立神崎公民館
同 上	同月10日(金)	同 上	姫路市北条1丁目98番地 兵庫県立姫路労働会館

同上	同月17日(金)	同上	姫路市北条1丁目98番地 兵庫県立姫路労働会館
西播磨県民局 光都農林振興事務所	平成30年 7月10日(火)	同上	佐用郡佐用町下徳久1005番地1 南光文化センター
同上	同月13日(金)	同上	たつの市新宮町平野111番地1 たつの市新宮ふれあい福祉会館
同上	同月18日(水)	同上	宍粟市山崎町鹿沢65番地3 宍粟防災センター
同上	同月26日(木)	同上	赤穂郡上郡町上郡459番地1 上郡町生涯学習支援センター
但馬県民局 豊岡農林水産振興事 務所	平成30年 8月2日(木)	同上	美方郡新温泉町湯990番地8 新温泉町民センター(温泉総合支所)2階 集会室
同上	同月8日(水)	同上	豊岡市日高町国分寺850番地 豊岡市日高農村環境改善センター多目的ホ ール
但馬県民局 朝来農林振興事務所	平成30年 7月4日(水)	同上	朝来市和田山町玉置877番地1 朝来市文化会館和田山ジュピターホール 小ホール
同上	同月19日(木)	同上	養父市八鹿町国木594番地10 兵庫県立但馬長寿の郷第3・第4研修室
丹波県民局 丹波農林振興事務所	同月11日(水)	同上	篠山市網掛429番地 篠山市四季の森生涯学習センター東館1階 大会議室
同上	同月13日(金)	同上	丹波市柏原町柏原5600番地 兵庫県立丹波の森公苑1階多目的ルーム
淡路県民局 洲本農林水産振興事 務所	同月12日(木)	同上	淡路市生穂新島8番地 淡路市役所2号館3階大会議室
同上	同月19日(木)	同上	洲本市塩屋1丁目1番17号 洲本市文化体育館1階会議室
同上	同月26日(木)	同上	南あわじ市福良甲512番地2 南あわじ市福良地区公民館3階ホール

2 対象者

兵庫県に住所(住民登録)を有する者で、平成30年9月14日をもって有効期間が満了となる狩猟免許の更新を受けようとする者

3 更新申請の手続

(1) 提出書類

ア 狩猟免許更新申請書

申請書用紙は、各県民局・県民センター農林(水産)振興事務所において配布する。

イ 写真1枚

申請前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ

2.4センチメートルのものとし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものをアの狩猟免許更新申請書の所定の場所に貼り付けるものとする。

ウ 銃砲所持許可証の写し又は医師の診断書（原本） 1通

(7) 申請時に銃砲所持許可証を有する者

申請の際、現に銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を受けている場合は、当該許可に係る許可証の写し（1ページ目から2ページ目までの見開き）

(8) 申請時に銃砲所持許可証を有していない者

申請の際、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の許可を現に受けていない場合は、法第40条第2号から第4号までに該当しない旨の医師の診断書（発行日から3箇月以内のもので、原本のこと。ただし、同時に複数の狩猟免許更新申請を行う場合は、原本1通と残りはコピーで可）

(2) 提出期間

講習及び適性検査の実施日の5日前まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(3) 提出先

住所地を所管する県民局・県民センター農林（水産）振興事務所

(4) 手数料

2,900円相当額の兵庫県収入証紙を、狩猟免許更新申請書に貼り付けること。

(5) その他

受理した狩猟免許更新申請書、添付書類及び申請手数料は、いかなる理由があっても返還しない。



兵庫県告示第431号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の11第1項の規定に基づき、地方港湾赤穂港に係る放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり指定し、平成30年5月1日から施行する。

その関係図面は、兵庫県県土整備部土木局港湾課及び西播磨県民局光都土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成30年4月20日

赤穂港港湾管理者 兵庫県

代表者 兵庫県知事 井戸敏三

1 放置等を禁止する区域

昭和30年兵庫県告示第602号で指定した港湾区域及び平成29年兵庫県告示第274号で指定した港湾隣接地域のうち、次の各点で囲まれた区域で、次の図で示す範囲

イ点 赤穂市御崎字三崎山37番1地先

ロ点 同 市御崎字唐船塚1930番9地先

ハ点 同 市正保橋町16番地先

ニ点 同 市元禄橋町165番地先

（「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県県土整備部土木局港湾課及び西播磨県民局光都土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

2 放置等を禁止する物件

船舶、船舶の係留及び乗降のために用いる物件



兵庫県告示第432号

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定により、臨港地区内における分区を次のとおり指定する。

なお、関係図面は、兵庫県県土整備部土木局港湾課及び東播磨県民局加古川土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成30年4月20日

江井ヶ島港港湾管理者 兵庫県

代表者 兵庫県知事 井戸敏三

1 臨港地区の名称

東播都市計画臨港地区

2 分区の区分及び土地の区域

東播都市計画臨港地区江井ヶ島港臨港地区

分区の区分	土地の区域
漁港区	明石市大久保町江井島字島及び西島字居屋敷



兵庫県告示第433号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成30年 4月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H29淡路位置 0010号	30. 4. 2	洲本市金屋字寺田1180番1の一部、1180番4の一部、1182番1の一部、1183番の一部	6.00	74.00



兵庫県告示第434号

平成17年兵庫県告示第784号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定等）の一部を次のように改正する。

平成30年 4月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表（たつの市における条例第7条第2号に規定する特別指定区域一覧）を次のように改める。

表（たつの市における条例第7条第2号に規定する特別指定区域一覧）

名称及び条例別表第3の該当区分	区 域	建築物の用途	指定年月日 (変更年月日)
香山地区 条例別表第3の3の項	たつの市新宮町香山字平見、字家氏、字東河原、字川端、字西ノ山、字前田、字宮ノ下、字中筋、字中河原、字前河原、字寺垣内、字西河原、字北山ノ下及び字北山の各一部で別図に示す区域（別図は省略。以下同じ。）	平成27年兵庫県条例第21号による改正前の条例（以下「旧条例」という。）別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年 7月 5日
上笹地区 条例別表第3の3の項	たつの市新宮町上笹字上河原、字村之前、字宮ノ元、字山ノ下、字丁畑ケ下、字東川原、字中筋及び字西川原の各一部並びに新宮町吉島字北向河原及び字南河原の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年 7月 5日
下笹地区 条例別表第3の3の項	たつの市新宮町下笹字北所、字南所、字唐木、字安田、字久保田及び字丁田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年 7月 5日

吉島地区 条例別表第3の3 の項	たつの市新宮町吉島字荒神成、字狸石、字山ノ神、字石ヶ坪、字日焼、字下河原及び字上河原の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年7月5日
吉島地区 条例別表第3の5 の項	たつの市新宮町吉島字日焼の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の6の項に規定する建築物	平成20年3月25日
下野地区 条例別表第3の3 の項	たつの市新宮町下野字上ノ山、字山ギハ、字宮ノ前、字北畑、字出口、字下河原、字西河原、字大森、字中道及び字砂田の各一部、新宮町新宮字池ノ端の一部並びに新宮町吉島字大森及び字日焼の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年7月5日
宮内地区 条例別表第3の3 の項	たつの市新宮町宮内字出口、字中坪、字山田、字経蔵前、字薬師垣内、字風呂屋垣内、字竹ノ下、字常吉、字宮山、字惣作、字茅場、字西山及び字内林の各一部並びに新宮町吉島字沖田の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年7月5日
曾我井地区 条例別表第3の3 の項	たつの市新宮町曾我井字山ノ神、字鍋田、字前田、字尾子田、字山ノ端、字南垣内、字高河原及び字北山の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年7月5日
東町地区 条例別表第3の3 の項	たつの市新宮町新宮字向畑及び字城谷の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年7月5日
平野地区 条例別表第3の3 の項	たつの市新宮町平野字大町、字高町、字観音田、字横井、字出口、字野間、字前川原、字流、字門田、字荒神山、字奥畑、字清水ノ元及び字西畑の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年7月5日
大屋地区 条例別表第3の3 の項	たつの市新宮町大屋字丁畑ヶ、字辻ノ坊、字西垣内、字東垣内、字上梅ヶ坪、字年宗、字西柳森及び字柳森の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年7月5日
芝田地区 条例別表第3の3 の項	たつの市新宮町芝田字西山、字辰ノ口、字東河原、字東垣内及び字西垣内の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年7月5日
市野保地区 条例別表第3の3 の項	たつの市新宮町市野保字星ノ山、字中ノ坪、字墓ノ内、字藪ノ下、字定共、字居垣内及び字山田の各一部並びに新宮町段之上字川ノ上及び字溝又下の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年7月5日

<p>馬立地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>たつの市新宮町馬立字井戸、字鬼河原、字加斎及び字古垣内の各一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成17年7月5日</p>
<p>越部中央地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>たつの市新宮町段之上字川ノ上、字梅垣内、字苧ノ下及び字北河原の各一部、新宮町井野原字高田、字中泓、字繁昌、字石那田、字越前、字竹端及び字下向川原の各一部、新宮町中野庄字為附、字天神、字中溝、字中請及び字柳原の各一部、新宮町仙正字清水田、字河原田、字霜月田、字宮ノ前、字三十代、字宮ノ西、字前田及び字花河原の各一部、新宮町北村字前田、字梅原、字極付及び字垣内の各一部、新宮町下野田字天満、字東大佐、字大佐、字中ブケ及び字向川原の各一部、新宮町船渡字大唐田、字鳥帽子町、字明河原、字四ノ宮、字新田、字北垣内及び字西河原の各一部、新宮町鶯崎字西川原、字大上金、字淖、字土井後及び字天満の各一部並びに新宮町佐野字一町歩、字北中嶋、字西ノ窪、字西河原、字前河原及び字南中島の各一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成17年7月5日 (平成28年3月15日)</p>
	<p>たつの市新宮町中野庄字中溝及び字中請の各一部並びに新宮町船渡字鳥帽子町、字明河原、字新田及び字北垣内の各一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の2の項に規定する建築物</p>	<p>平成28年3月15日</p>
<p>朝臣地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>たつの市御津町朝臣字オノ木、字庄ノ内、字朔日田、字樋ノ口、字山田ノ前、字大覚寺、字加家、字北ノ防、字堤添、字浅地、字庵ノ原、字辻、字萬燈、字山田ノ上、字宮ノ上、字上ノ山及び字妙泰の各一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成20年3月25日</p>
<p>岩見地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>たつの市御津町岩見字下前田、字出口、字前田、字西畑、字ヲサル、字中新田、字鍵町、字源次郎、字八講田、字横田、字東立通、字西立通、字福田、字池田、字玉ノ上、字東ノ町、字中谷、字西大門、字西谷、字東ノ前、字カイノモト、字立箴、字神ノ木、字上ノ山、字東溝ヶ谷、字藪ノ内、字西溝ヶ谷、字北峠、字東</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成20年3月25日</p>

	家ノ上、字西家ノ上、字家ヶ浜、字浜屋敷、字蛭子ノ本、字南峠、字奥ノ池、字宮ノ下、字向イ、字清水、字南新田、字池尻及び字新地の各一部並びに御津町室津字七曲りの一部で別図に示す区域		
釜屋地区 条例別表第3の3 の項	たつの市御津町釜屋字寅浜新田、字西寅浜新田、字北浜新田、字掛下り及び字南新田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年3月25日
黒崎地区 条例別表第3の3 の項	たつの市御津町黒崎字福德、字前田、字北前田、字南居屋敷、字東浜黒、字北居屋敷、字東塩浜、字北塩浜、字西塩浜、字中塩浜、字南塩浜、字西浜、字南西浜、字西新田、字切戸、字浜之内、字綾部下、字唐崎、字向山、字萬燈、字池ノ上、字狭間谷、字池ノ戸、字武山、字東武山、字磯浦、字折敷谷、字綾部及び字基山の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年3月25日 (平成26年9月30日)
	たつの市御津町黒崎字北前田、字東浜黒、字南塩浜、字折敷谷及び字南西浜の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	平成26年9月30日
苅屋地区 条例別表第3の3 の項	たつの市御津町苅屋字桜垣内、字菰田、字裏ノ田、字前新田、字子畑、字新田川原及び字成山新田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年3月25日
中島地区 条例別表第3の3 の項	たつの市御津町中島字岩崎、字戌亥田、字磨谷、字八反田、字石ヶ坪、字博塚、字南山、字丁田、字藤ノ木、字前田、字上吉気、字下吉気、字横枕、字西前田、字本無、字鍵田、字下山王、字南吉気及び字上山王の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年3月25日
碓岩地区 条例別表第3の3 の項	たつの市御津町碓岩字ウヅ輪、字赤坂、字前山、字落町、字北下モ、字北畑、字北山、字砂田、字塚黒、字西畑及び字東畑の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年3月25日 (平成20年7月8日)
室津地区 条例別表第3の3 の項	たつの市御津町室津字老町目、字式町目、字三町目、字四町目、字五町目、字六町目、字七町目、字八町目、字二ノ丸、字城山、字日和山、字藻振、字燈籠堂、字長浜、字城ノ越、字池ノ浜、字正法寺山、字辨天ヶ端、	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年3月25日

	字奥長老ヶ谷及び字大浦の各一部 で別図に示す区域		
北龍野地区 条例別表第3の3 の項	たつの市龍野町北龍野字坂及び字 的場の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日
島田地区 条例別表第3の3 の項	たつの市龍野町島田字小那田、字長 畦、字廣道、字川ノ上、字宝満、字 飼野辺、字高田、字土井、字鳩ヶ獄 及び字下山根の各一部で別図に示 す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日
片山地区 条例別表第3の3 の項	たつの市龍野町片山字三味谷及び 字川向の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日
中井地区 条例別表第3の3 の項	たつの市龍野町末政字川向新田の 一部並びに龍野町中井字蛇死ヶ端、 字西垣内、字大畦、字川添、字桑ノ 木、字中垣内、字東垣内、字奥垣内、 字大門、字鎌鼻及び字木ノ元の各一 部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成25年9月27日)
	たつの市龍野町中井字蛇死ヶ端及 び字大畦の各一部で別図に示す区 域	旧条例別表第3の2の 項に規定する建築物	平成25年9月27日
中井地区 条例別表第3の5 の項	たつの市龍野町中井字木ノ元、字鎌 鼻及び字池ノ下の各一部で別図に 示す区域	旧条例別表第3の6の 項に規定する建築物	平成25年9月27日
堂本地区 条例別表第3の3 の項	たつの市龍野町堂本字大フケ、字御 名、字乗屋敷、字丁田、字板田及び 字鎌土の各一部並びに龍野町小宅 北字大町の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日
四箇地区 条例別表第3の3 の項	たつの市龍野町四箇字溝越、字カラ カラ、字久保田、字川田、字西ノ口、 字グロ町、字石原、字弥市郎田、字 戒前及び字構前の各一部で別図に 示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日
小神地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖西町小神字上楽寺、字辻 ノ堂及び字塚原の各一部で別図に 示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日
中垣内地区 条例別表第3の3	たつの市揖西町中垣内字平木、字鍋 コ、字長坂、字水谷、字宮ノ前、字 馬場、字井関、字高田、字平見、字 上井ノ口、字西口、字上中垣内、字 岩神、字水坂、字山根、字谷、字景 雲寺、字東垣内、字恩徳寺垣内、字	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成28年3月15日)

の項	前田、字重蓮寺、字中坪、字天神及び字東山の各一部で別図に示す区域		
	たつの市揖西町中垣内字景雲寺及び字重蓮寺の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	平成28年3月15日
清水新地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖西町清水新字浄證寺垣内、字池ノ下及び字塚原の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成28年3月15日)
	たつの市揖西町清水新字池ノ下及び字塚原の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	平成28年3月15日
清水地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖西町清水字清水浦、字清水垣内、字柳垣内及び字柳ノ前の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
佐江地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖西町佐江字池ノ上、字堂場垣内、字カジヤ、字紺屋ノ前、字東川原、字アヅマ田、字妙見及び字下新田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
前地地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖西町前地字塚本、字大附及び字三反田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
北山地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖西町北山字時門、字松ノ本、字中ノ町、字椿及び字石ヶ坪の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
竹万地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖西町竹万字恵連寺、字六反田、字藪下、字上井度之内、字道毛垣内、字澤ノ前、字下井度之内、字東丸山、字打越及び字流田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
田井地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖西町田井字朝風、字真土、字池ノ下、字川原田、字荒神町、字沢淵及び字ヒスの各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
構地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖西町構字大谷、字西門、字前田、字畑田、字柳原、字山北、字万所垣内、字千成、字九反田、字神田及び字大坪の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
新宮地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖西町新宮字奥條、字上條、字下シ、字西條、字西口、字名淵、字伊飼、字東條、字開元、字古屋敷、字千條寺、字火ノ坪、字天満	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日

の項	池、字天神山、字カケウシ、字堂ノ下、字下タノ川、字東光寺、字オノ木及び字越前の各一部で別図に示す区域		
小犬丸地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖西町小犬丸字スワト、字中ノ谷、字蛇谷、字佐水、字増井田、字大行、字大谷、字中谷、字宿垣内、字落合、字中谷奥山、字大道ノ上、字遠殿脇、字森元、字ソウスイ及び字奥山の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
長尾地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖西町長尾字奥、字垣ノ内、字馬場、字川端、字堂ノ前、字垣ノ外、字五反田、字トガハナ、字サヨミサ、字神田、字トウゴ及び字平田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
長尾地区 条例別表第3の5 の項	たつの市揖西町長尾字竹ケハナ及び字平田山の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の6の項に規定する建築物	平成28年3月15日
長尾地区 条例別表第3の6 の項	たつの市揖西町長尾字出合の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の8の項に規定する建築物	平成28年3月15日
北沢地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖西町北沢字池ノ上、字西ノ上、字中ノ上、字道ノ上、字追谷口、字西ノ前、字前田、字大道、字時免及び字大門の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
住吉地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖西町住吉字神戸山、字今池、字壹反田、字胡麻谷、字前畑、字田中、字能力、字横田、字住吉谷、字出口、字石橋、字丸山及び字壹町田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
尾崎地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖西町尾崎字北ノ口、字丸町、字前田、字中屋敷、字二反子、字三反田、字南屋敷、字堂谷、字飯田、字杉ノ前、字下久、字柳、字明田及び字池ノ上の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
小畑地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖西町小畑字半田、字東垣内、字一町田、字岡、字西ノ裏及び字池ノ下の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日

竹原地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖西町竹原字友ヶ谷、字幸方、字山ノ神、字山王、字竹原、字竹原ノ上、字谷川本、字寺ヶ谷、字馬場ノ前、字寺坂ノ本、字林ノ下、字奥ノ谷、字上オノ木、字下オノ木及び字播磨塚の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
竹原地区 条例別表第3の5 の項	たつの市揖西町竹原字友ヶ谷及び字乙友ヶ谷の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の6の項に規定する建築物	平成28年3月15日
土師地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖西町土師字平ブリ、字東へブリ、字一ノ谷、字大陣原及び字清水川の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
土師地区 条例別表第3の5 の項	たつの市揖西町土師字梶ヶ谷の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の6の項に規定する建築物	平成28年3月15日
南山地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖西町南山字杉ノ前及び字高屋の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
龍子地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖西町龍子字古木山、字北畑、字土井、字向山、字鳥坂及び字堂ノ奥の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
山下地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖保町山下字川田、字堂ノ本、字五反田、字惣徳、字京田、字三反田、字前田及び字石金の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
山下地区 条例別表第3の6 の項	たつの市揖保町山下字三反田の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の8の項に規定する建築物	平成28年3月15日
中臣地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖保町中臣字城ノ下、字太郎兵衛田、字藪ノ本、字ロクテン、字五反田、字成平、字溝添、字蓮宇寺、字八反田、字當作、字本願寺、字熊城、字長南垣内、字ゲンヤ、字市場、字薬師、字池頭、字堂田、字青木、字下高関、字東川原、字鳥居本、字亀田、字大川田、字構之内、字高関、字酒井川、字井戸ノ本、字瓦田、字今熊ノ本弓指、字蔵屋敷、字池田、字山崎、字尾畑、字宮ノ下、字川原田、字スベリ石、字三反田及び字中町の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日

揖保上地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖保町揖保上字菩提、字中屋敷、字若宮、字東河原、字寺垣内及び字南川の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
揖保中地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖保町揖保中字北條、字野上、字南條及び字東川原の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
今市地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖保町今市字北垣内、字中垣内、字オノ前、字噂田、字西垣内、字下垣内及び字三反長の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
東用地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖保町東用字荒神元、字土井、字川原田、字薬師下、字村東及び字久保田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
萩原地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖保町萩原字道ノ下、字津久田、字門田及び字樋ノ向の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
真砂地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖保町真砂字砂田、字脊戸田、字東川筋及び字内小河原の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
門前地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖保町門前字駒ヶ瀬、字蔵ノ久保、字菊田、字乗願寺、字門出、字荒神、字前田、字末森、字中スカ、字柳原、字横フケ、字上フケ、字観音堂、字国師門前、字松ノ後及び字長専寺の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
栄地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖保町栄字北ノ口、字ゲンヤ、字大神ノ西、字大神ノ東、字天神、字西辻、字西前、字前田、字大町、字松林、字吉西、字トウジブ、字宮ノ前、字宮ノ後、字宮西大門及び字西川原の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
西構地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖保町西構字神尾フケ、字下神尾畑、字土井釜ノ上、字神尾川向、字神尾畑、字穴田、字大前田、字高関、字荒神、字熊石、字樋、字久保、字高橋、字東前田、字大町、字北屋敷、字堀端、字鍵田、字長田及び字東畑の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日

広山地区 条例別表第3の3 の項	たつの市誉田町広山字丁田、字横枕、字井ノ下、字利喜蔵、字観音寺、字村後、字江古、字行藤、字西垣内、字村前、字宮ノ前、字フケ、字御館前、字馬場崎、字宮ノ後、字金剛寺及び字天神の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
高駄地区 条例別表第3の3 の項	たつの市誉田町高駄字光正寺、字八ヶ井、字沖代、字小宅田、字荒神元、字寺尾田、字樋詰及び字大水口の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
上沖地区 条例別表第3の3 の項	たつの市誉田町上沖字三反田、字大町、字七右衛門田掛り及び字五反田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
上沖地区 条例別表第3の6 の項	たつの市誉田町上沖字分ヶ町の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の8の項に規定する建築物	平成28年3月15日
長真地区 条例別表第3の3 の項	たつの市誉田町長真字東前田、字六反田、字東大町及び字西前田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
長真地区 条例別表第3の6 の項	たつの市誉田町長真字西大町の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の8の項に規定する建築物	平成28年3月15日
下沖地区 条例別表第3の3 の項	たつの市誉田町下沖字道添、字円區、字堂近、字上垣内、字下垣内、字久保及び字三條河原の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
片吹地区 条例別表第3の3 の項	たつの市誉田町片吹字丁田、字中ノ森、字栗坪、字戌亥角、字村東、字久保、字岸ノ上及び字岸ノ下の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
井上地区 条例別表第3の3 の項	たつの市誉田町井上字沖代、字ゴセガ坪、字西垣内、字藤田、字沖ノ元、字岩山及び字前田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
福田地区 条例別表第3の3 の項	たつの市誉田町福田字壹町田、字片岡、字小川原、字嶽ヶ端、字松ノ内、字前田、字谷口、字尾狹、字天神及び字大津庵の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
内山地区 条例別表第3の3 の項	たつの市誉田町内山字山西、字山鼻、字アミヤ田、字笹山田、字王子ヶ谷、字池ノ下、字ドウカ谷及び字小松ノ元の各一部で別図に示す区	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日

	域		
筒井地区 条例別表第3の3 の項	たつの市神岡町筒井字北芋、字茶ノ木畑ヶ、字東畑ヶ、字垣ノ内、字久保田及び字梅ノ木の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
上横内地区 条例別表第3の3 の項	たつの市神岡町上横内字寺ノ内、字弓田、字川原、字長田、字久保田、字柿木筋及び字三反田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成28年3月15日)
	たつの市神岡町上横内字寺ノ内、字弓田、字長田、字久保田及び字三反田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	平成28年3月15日
西島井地区 条例別表第3の3 の項	たつの市神岡町西島井字村裏、字茶園、字村前、字中川原及び字往来ノ下の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成28年3月15日)
	たつの市神岡町西島井字村裏及び字村前の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	平成28年3月15日
横内地区 条例別表第3の3 の項	たつの市神岡町横内字西願、字村境、字寺開、字道ノ下、字鍛冶屋田、字久保田及び字川原田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成28年3月15日)
	たつの市神岡町横内字寺開の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	平成28年3月15日
北横内地区 条例別表第3の3 の項	たつの市神岡町北横内字木瓜原及び字河原の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成28年3月15日)
	たつの市神岡町北横内字河原の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	平成28年3月15日
奥村地区 条例別表第3の3 の項	たつの市神岡町奥村字村西田及び字畑ヶ田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
西横内地区 条例別表第3の3 の項	たつの市神岡町西横内字三味橋、字村西、字村屋敷、字梨ノ木田、字黒田、字山鼻、字八反町、字荒神田及び字澤田境の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
大住寺地区 条例別表第3の3 の項	たつの市神岡町大住寺字大源寺西、字西大源寺、字中大源寺、字大源寺東、字小山、字田河原、字裏山、字山ノ前、字奈良谷、字諏訪ノ前、字今宮及び字本郷寺の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日

大住寺地区 条例別表第3の6 の項	たつの市神岡町大住寺字小山の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の8の項に規定する建築物	平成28年3月15日
東鶯崎地区 条例別表第3の3 の項	たつの市神岡町東鶯崎字西出子、字東出子、字伯母端、字殿垣内、字門田、字鍵田、字萬行及び字小那田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
沢田地区 条例別表第3の3 の項	たつの市神岡町沢田字宮ノ前、字上与、字中与及び字下与の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
入野地区 条例別表第3の3 の項	たつの市神岡町入野字井口、字峠、字殿岡山、字宮垣内、字丁田、字出張、字大開、字南山、字森ノ木、字道心及び字淵ノ元の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
寄井地区 条例別表第3の3 の項	たつの市神岡町寄井字北角、字村中筋、字胡麻田、字出張、字西田、字東殿岡、字藤山、字南山、字中筋及び字瀧ノ下の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
田中地区 条例別表第3の3 の項	たつの市神岡町田中字北川原、字大開、字古瀬垣内、字荒神畑、字田淵、字道信、字岸下、字押水、字後新田、字這上り、字山田、字尾ノ崎及び字山ハタの各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
追分地区 条例別表第3の3 の項	たつの市神岡町追分字東山、字大谷口、字箱谷、字上懸り、字村西、字楹、字屋敷、字前田、字茶山及び字鶉谷の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
追分地区 条例別表第3の5 の項	たつの市神岡町追分字大谷口の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の6の項に規定する建築物	平成28年3月15日
野部地区 条例別表第3の3 の項	たつの市神岡町野部字西松、字四十代、字中ノ口、字往來ノ上、字玉川原、字横内、字茶園、字往來ノ下、字河原垣内、字高尾、字村前、字悪田、字山田及び字村北の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
半田地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖保川町半田字堂ノ前、字地獄町、字梅ノ木、字實入、字楠、字横辻、字長田、字中町屋、字上楠、字中下川原、字東川原、字東町屋、字椿、字新田、字西町屋、字辻姫、	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日

	字田淵原及び字前田の各一部で別図に示す区域		
野田地区 条例別表第3の3の項	たつの市揖保川町野田字菜洗場、字寺ノ東、字高畑ヶ、字前河原、字田中、字六反田、字西谷、字宮ノ前及び字丁満の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
新在家地区 条例別表第3の3の項	たつの市揖保川町新在家字古屋敷、字辻ノ内、字岸之上、字石原、字横田、字岡池、字惣屋敷、字堂垣内及び字下畑の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
養久地区 条例別表第3の3の項	たつの市揖保川町養久字此ノ下、字下瓜、字堂田、字深田、字村中、字蓮部山及び字谷の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
本條地区 条例別表第3の3の項	たつの市揖保川町本條字塚ノ本、字蓮部、字川田及び字二丁田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
二塚地区 条例別表第3の3の項	たつの市揖保川町二塚字紺屋谷、字大上金、字北畑、字鳥阪、字山田、字廻リコタ、字立見、字馬杭、字山崎、字水谷、字下竹原及び字深田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
片島地区 条例別表第3の3の項	たつの市揖保川町片島字塚本、字上海元、字中西町、字田淵、字西土井、字長藪、字大福寺、字西出口、字出口、字下海元、字蛭田、字岩田及び字大目の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
片島地区 条例別表第3の5の項	たつの市揖保川町片島字本堂越及び字池之奥の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の6の項に規定する建築物	平成28年3月15日
正條地区 条例別表第3の3の項	たつの市揖保川町正條字腰ヶ坪、字横越、字桧皮田及び字山王の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
山津屋地区 条例別表第3の3の項	たつの市揖保川町山津屋字苗代、字東垣内、字西垣内及び字和佐田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
黍田地区 条例別表第3の3の項	たつの市揖保川町黍田字道ノ下、字前田、字六反田、字川原、字向苗代、字西向畑、字井ノ元、字坂ノ元、字北畑、字ヲク池ノ下及び字廣畑の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日

原地区 条例別表第3の2 の項	たつの市揖保川町原字藪之内の一部で別図に示す区域	(国道2号沿道施設集約型) 次に掲げる建築物で地階を除く階数が2以下のもの 1 建築基準法別表第2(は)項第5号に規定されているもの 2 物品販売業を営む店舗(専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。)又は飲食店で、市内生産物を販売する売場 (その売場の床面積の合計が延べ面積の20分の1以上又は50㎡以上で、かつ、地域振興に資すると市長が認めるものに限る。)を常時設置するもので延べ面積が1,500㎡以下のもの	平成30年4月20日
原地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖保川町原字高芝、字千本、字高畑、字中町、字西町、字堂田、字縄手ノ上、字田灘、字縄手ノ下、字東町、字東山下、字新溝、字八ヶ坪、字佛谷及び字荒神の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
大門地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖保川町大門字川ノ上、字西ノ坊、字池ノ坊、字宝積坊、字若宮、字前田及び字池田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
大門地区 条例別表第3の5 の項	たつの市揖保川町大門字若宮、字縄手添及び字前田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の6の項に規定する建築物	平成28年3月15日
神戸北山地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖保川町神戸北山字岸ノ下、字竹ノ下及び字道上下の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
馬場地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖保川町馬場字堂ヶ鼻、字北山、字黒屎、字村中北、字北ノ田、字前田、字村南、字河原及び字東ラの各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日

金剛山地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖保川町金剛山字札場前、 字西澤、字大畑、字宮ノ前、字瀧ノ 前及び字黒岩の各一部で別図に示 す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日
浦部地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖保川町浦部字上狭間、字 梶田、字堀田、字瀧、字鶴野目、字 西羅田、字下狭間及び字屋敷田の各 一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日
袋尻地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖保川町袋尻字五反田、字 大畑ヶ、字カワヤ、字大ヒノ下、字 カワヤ前、字横田、字山ヶ鼻、字大 久保浦、字大久保東、字砂田、字万 所垣内、字清水浦、字大久保、字上 ノ谷、字岩駒、字池ノ元、字谷山、 字邨ノ浦、字邨ノ西、字邨ノ前、字 ハサマ、字垣内、字東垣内、字泉水 田、字清水前及び字カワヤ後の各一 部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日
市場地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖保川町市場字前田、字新 開、字久保、字五軒屋、字西開、字 茶ノ木、字構、字上河原及び字平田 の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成30年4月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称) ドラッグコスモス御国野店
所在地 姫路市御国野町御着字大門678番2ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社コスモス薬品
住所 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
代表者の氏名 宇 野 正 晃
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社コスモス薬品
住所 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
代表者の氏名 宇 野 正 晃
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成30年12月1日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,594平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
64台
 - (2) 駐輪場の収容台数
20台
 - (3) 荷さばき施設の面積
40平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
13.5立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時
閉店時刻 午後9時45分
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
入口1箇所、出口1箇所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
平成30年3月30日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課
 - (2) 縦覧期間
平成30年4月20日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成30年8月20日
 - (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成30年4月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 関西スーパー大社店
所在地 西宮市大社町13番30号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
名称 三井住友ファイナンス&リース株式会社

住所 東京都千代田区丸の内一丁目3番2号

代表者の氏名 橋 正 喜

3 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

川 村 嘉 則

(2) 変更後

橋 正 喜

4 変更年月日

平成29年6月27日

5 届出年月日

平成30年3月26日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成30年4月20日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成30年8月20日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成30年4月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンモール伊丹昆陽

所在地 伊丹市池尻4丁目1番1号ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 三菱UFJ信託銀行株式会社

住所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

代表者の氏名 池 谷 幹 男

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	岡 崎 双 一
株式会社チェルシーニューヨーク	石川県加賀市宮地町チ87番地1	北 方 康 弘
有限会社ウッディーハウス 外82者	京都府舞鶴市南浜町27-5 らぽ〜る2F	志 摩 幹 一 郎

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
----	----	--------

イオンリテール株式会社	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	岡崎 双一
株式会社チェルシーニューヨーク	石川県野々市市御経塚3丁目488	北方 康弘
有限会社ウッディーハウス	京都府舞鶴市字浜1054 N T Tビル舞鶴別館	志摩 幹一郎

外79者

(2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 (位置については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。)

ア 変更前

入口3箇所 出口4箇所

イ 変更後

入口4箇所 出口4箇所

4 変更年月日

平成30年3月21日ほか

5 届出年月日

平成30年3月20日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成30年4月20日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成30年8月20日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成30年4月20日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コープデイズ豊岡

所在地 豊岡市加広町7-32

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 生活協同組合コープこうべ

住所 神戸市東灘区住吉本町一丁目3番19号

代表者の氏名 木田 克也

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の代表者の氏名

ア 変更前

本田 英一

イ 変更後

木田 克也

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称

住所

代表者の氏名

生活協同組合コープこうべ	神戸市東灘区住吉本町一丁目3番19号	本 田 英 一
株式会社コープフーズ	神戸市東灘区住吉宮町四丁目1-13	村 上 利 彦
株式会社タツミヤ	東京都八王子市暁町1-32-13	曲 淵 恵美子
外22者		

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
生活協同組合コープこうべ	神戸市東灘区住吉本町一丁目3番19号	木 田 克 也
株式会社コープフーズ	神戸市東灘区住吉本町一丁目3番19号	今 井 一 人
株式会社タツミヤ	東京都八王子市暁町1-32-13	指 田 努
外未定14者		

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
生活協同組合コープこうべ (1階食料品売場) 株式会社コープフーズ 株式会社コープベーカーリー 有限会社九州ピクルス 昭産商事株式会社	午前9時	午後9時
生活協同組合コープこうべ (1階食料品売場以外) その他店舗	午前10時	午後8時

イ 変更後

開店時刻 午前9時
閉店時刻 午後9時45分

(4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前

午前8時30分から午後9時30分まで

イ 変更後

午前8時30分から午後10時まで

(5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ア 変更前

午前5時30分から午後7時まで

イ 変更後

午前5時30分から午後10時まで

4 変更年月日

平成30年3月30日

5 届出年月日

平成30年3月27日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第2課

(2) 縦覧期間

平成30年4月20日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成30年8月20日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年4月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
(第1工区)
小野市育ヶ丘町字軸谷1480番338、1480番514、1480番566、1480番590、1480番698
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
三木市平田120番地の1
株式会社秋山住研 代表取締役 秋 山 為 之
- 3 許可年月日及び許可番号
平成29年12月1日
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-75-3号（52小野）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年4月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加西市下宮木町字大年西758番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
加西市中野町1665番地
株式会社コタニ 代表取締役 小 谷 正 博
- 3 許可年月日及び許可番号
平成29年6月28日
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-8号（29加西）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年4月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
たつの市龍野町富永字村後14番1の一部、14番3、14番4の一部、14番5、14番7、14番8、15番1の一部、15番2、15番3、16番の一部、16番4の一部、16番9、16番11、16番12、17番の一部、14番1地先里道、14番5地先水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
たつの市龍野町富永字村後8番地
社会福祉法人旭福社会 理事長 浅 井 昌 信
- 3 許可年月日及び許可番号
平成30年3月29日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-18-2号（29たつの）

病院局公告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
平成30年4月20日

兵庫県病院事業 契約担当者
兵庫県病院事業管理者 長 嶋 達 也

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
医療機器共同一括調達
脳神経外科用手術用顕微鏡 一式
磁気共鳴コンピュータ断層撮影装置（1.5テスラ） 二式
遠隔病理診断システム 一式
超高精細全身用コンピュータ断層撮影装置（160列） 一式
トモシンセシス機能搭載デジタル乳房X線撮影装置 一式
注射薬自動払出し装置 一式
セントラルモニタシステム 一式
コンピュータ断層撮影装置（16列） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院の名称及び所在地
県立西宮病院 西宮市六湛寺町13-9
県立加古川医療センター 加古川市神野町神野203番地
県立淡路医療センター 洲本市塩屋1丁目1番137号
県立がんセンター 明石市北王子町13番70号
県立姫路循環器病センター 姫路市西庄甲520
兵庫県病院局経営課業務班 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成29年11月28日
- 4 落札者の名称及び住所
宮野医療器株式会社 神戸市中央区楠町5-4-8
- 5 落札金額
823,899,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成29年10月24日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
平成30年4月20日

兵庫県病院事業 契約担当者
県立西宮病院長 河 田 純 男

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
県立西宮病院施設の清掃業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院の名称及び所在地
県立西宮病院 西宮市六湛寺町13-9
- 3 落札者を決定した日
平成30年1月22日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社誠和管財 尼崎市東難波町4-11-33
- 5 落札金額

3,364,200円

- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成29年12月15日



落札者等の公示

WT Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成30年4月20日

兵庫県病院事業 契約担当者
県立淡路医療センター院長 小 山 隆 司

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
消化器用超音波内視鏡システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院の名称及び所在地
県立淡路医療センター 洲本市塩屋1丁目1番137号
- 3 落札者を決定した日
平成30年2月26日
- 4 落札者の名称及び住所
宮野医療器株式会社 神戸市中央区楠町5-4-8
- 5 落札金額
39,895,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成30年2月6日



落札者等の公示

WT Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成30年4月20日

兵庫県病院事業 契約担当者
県立柏原病院長 秋 田 穂 東

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
医療用直線加速装置（リニアック）一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院の名称及び所在地
県立柏原病院 丹波市柏原町柏原5208番1号
- 3 落札者を決定した日
平成30年1月22日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社MMコーポレーション 東京都文京区本郷3丁目4番6号
- 5 落札金額
315,144,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成29年12月15日



落札者等の公示

WT Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成30年4月20日

兵庫県病院事業 契約担当者

県立姫路循環器病センター院長 向 原 伸 彦

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
全身用コンピューター断層撮影装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院の名称及び所在地
県立姫路循環器病センター 姫路市西庄甲520
- 3 落札者を決定した日
平成30年1月22日
- 4 落札者の名称及び住所
宮野医療器株式会社 神戸市中央区楠町5-4-8
- 5 落札金額
158,760,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成29年12月15日



随意契約の相手方等の公示

WT Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成30年4月20日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県病院事業管理者 長 嶋 達 也

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
医療機器共同一括調達
マルチカラーレーザー光凝固装置 二式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院の名称及び所在地
県立淡路医療センター 洲本市塩屋1丁目1番137号
県立姫路循環器病センター 姫路市西庄甲520
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成29年12月12日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
河野医科器械株式会社 神戸市中央区布引町2-2-25
- 5 随意契約に係る契約金額
28,944,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 入札公告をした日
平成29年11月7日
- 8 随意契約をした理由
政府調達に関する協定第13条第1項(a)による。



随意契約の相手方等の公示

WT Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成30年4月20日

兵庫県病院事業 契約担当者

県立尼崎総合医療センター院長 平 家 俊 男

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
県立尼崎総合医療センター清掃業務委託

- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院の名称及び所在地
兵庫県立尼崎総合医療センター 尼崎市東難波町2丁目17番77号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年2月5日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
株式会社誠和管財 尼崎市東難波町4丁目11番33号
- 5 契約の相手方を決定した手続
プロポーザル
- 6 プロポーザルの公告をした日
平成30年1月16日
- 7 随意契約をした理由
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号による。



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成30年4月20日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県立加古川医療センター院長 原 田 俊 彦

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
眼科用医療機器一括調達
硝子体手術装置 一式
超音波白内障手術装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院の名称及び所在地
兵庫県立加古川医療センター 加古川市神野町神野203番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年1月22日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
河野医科器械株式会社 神戸市中央区布引町2-2-25
- 5 随意契約に係る契約金額
29,484,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 入札公告をした日
平成29年12月15日
- 8 随意契約をした理由
政府調達に関する協定第13条第1項(a)による。

社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会公告

第21回兵庫県介護支援専門員実務研修受講試験の実施

介護保険法(平成9年法律第123号)第69条の2第1項に規定する介護支援専門員実務研修受講試験を次のとおり実施する。

平成30年4月20日

社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会

会長 吉 本 知 之

- 1 試験の日時
平成30年10月14日(日) 午前10時から正午まで
なお、点字等による受験者は試験時間が異なるので、詳しくは、「第21回兵庫県介護支援専門員実務研修受講試験・受験の手引」(以下「受験の手引」という。)を参照すること。

2 試験会場（予定）

神戸大学 国際人間科学部（神戸市灘区鶴甲1-2-1）他 神戸市内

3 試験の内容及び出題範囲

受験の手引を参照すること。

なお、出題範囲に含まれる関連通知は以下のとおりである。

- (1) 「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」（平成11年7月29日老企第22号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
- (2) 「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
- (3) 「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について」（平成18年3月31日老振発第0331003号・老老発第0331016号厚生労働省老健局振興・老人保健課長連名通知）
- (4) 「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）
- (5) 「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成12年3月17日老企第43号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
- (6) 「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」（平成12年3月17日老企第44号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
- (7) 「[健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた] 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成12年3月17日老企第45号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
- (8) 「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」（平成11年11月12日老企第29号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
- (9) 「介護予防支援業務に係る関連様式例の提示について」（平成18年3月31日老振発第0331009号厚生労働省老健局振興課長通知）
- (10) 「老人（在宅）介護支援センターの運営について」（平成18年3月31日老発第0331003号厚生労働省老健局長通知）
- (11) 「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）
- (12) 「地域包括支援センターの設置運営について」（平成18年10月18日老計発第1018001号・老振発第1018001号・老老発第1018001号厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）

4 試験の方法及び出題数

5肢複択方式にて出題する。出題数は60問

5 受験資格（概要）

下記(1)の対象者で、かつ、(2)の受験地条件を満たす者。なお、詳しくは受験の手引を参照すること。

(1) 対象者

ア及びイの期間が通算して5年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が900日以上のものであって、欠格事由に該当しない者とする。

なお、必要実務経験期間は、試験前日までに満たしていること。

ア 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

イ 別に定める相談援助業務に従事する者が、当該業務に従事した期間

(2) 受験地条件

(1)のア及びイの業務に従事している場合は勤務地が兵庫県内であること、又は同業務に従事していない場合は住所地在兵庫県内であること。

6 受験手数料

7,700円。受験申込前に、所定の郵便振替払込用紙により郵便局で納付すること。

7 受験申込み

- (1) 申込期間
平成30年5月14日（月）から同年6月15日（金）まで（6月15日（金）までの消印のあるものに限る。）
- (2) 申込方法及び申込先
平成30年5月14日（月）から配布予定の受験の手引に従って郵送で申し込むこと。
〒650-0004 神戸市中央区中山手通6丁目1番30号
兵庫県社会福祉協議会 社会福祉研修所研修第2部
電話（078）367-5211
- (3) 提出書類
ア 受験申込書
イ 受験整理票（6箇月以内に撮影した縦4センチメートル横3センチメートルの正面上半身の写真を貼る。）
ウ 実務経験（見込）証明書
エ 郵便振替払込受付証明書の原本
オ その他必要な書類（法定資格免許等の写し）
- (4) 受験の手引配布場所
各市区町の介護保険担当窓口、兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課、阪神南県民センター芦屋健康福祉事務所、中播磨県民センター中播磨健康福祉事務所、各県民局健康福祉事務所、但馬県民局但馬長寿の郷及び兵庫県社会福祉研修所
- (5) 郵送により受験の手引を請求する場合
封筒の表に「受験の手引請求」と朱書きし、宛先明記の返信用封筒（角形2号封筒で250円分の返信用切手を貼ること。）を同封の上、下記9の研修第2部あて請求する。
- 8 合格発表
平成30年12月4日（火）（予定）に受験者全員に試験結果通知書を郵送する。
また、合格発表の日から1週間（土曜日及び日曜日を除く午前8時45分から午後5時30分まで）兵庫県社会福祉研修所1階にて受験番号を閲覧できるようにする。
また、兵庫県社会福祉研修所ホームページ（<https://hfkensyu.com/>）にも合格者受験番号を掲載する。
- 9 受験に関する問合せ先
〒650-0004 神戸市中央区中山手通6丁目1番30号
兵庫県社会福祉協議会 社会福祉研修所研修第2部 電話（078）367-5211（平日午前9時から午後5時まで）

正 誤

○平成30年3月22日付け兵庫県公報第2号外中

平成30年3月22日（第2号外）公布兵庫県条例第11号兵庫県税条例等の一部を改正する条例の次の表の左欄に掲げるページ及び行中同表の中欄に掲げる字句は、地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）の平成30年3月31日公布により、それぞれ同表の右欄に掲げる字句となった。

22ページ上から1	法律第 号	法律第3号
22ページ上から28	法律第 号	法律第7号